

産業廃棄物収集運搬及び処分委託基本契約約款（約款C）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
第1条～第2条第2項 (変更なし)	第1条～第2条第2項 (省略)
<p>第2条</p> <p>3 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管については表2の通りとする。ただし、積替保管を行う場合は、乙は甲に対して、事前に通知を行うものとする。積替保管は法令に基づき、かつ、委託契約書で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。<u>この場合、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することができるものとする。また、積替保管の場所において手選別を行うことがあり得るものとする。</u></p>	<p>第2条</p> <p>3 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管については表2の通りとする。ただし、積替保管を行う場合は、乙は甲に対して、事前に通知を行うものとする。積替保管は法令に基づき、かつ、委託契約書で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。<u>この場合、乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。</u></p>
第2条第4項～第5項 (変更なし)	第2条第4項～第5項 (省略)
6 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、委託契約書にその旨を記載する。	6 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合である場合は、委託契約書にその旨を記載する。
第3条～第8条 (変更なし)	第3条～第8条 (省略)
<p>第9条第1項</p> <p>甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。<u>ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。</u></p>	<p>第9条第1項</p> <p>甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。</p>
第9条第2項～第16条、表1 (変更なし)	第9条第2項～第16条、表1 (省略)
<p>表2 積替保管 (2行目2列目)</p> <p>積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類及び保管上限</p>	<p>表2 積替保管 (2行目2列目)</p> <p>積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類</p>
表3 (以下修正)	表3 (省略)
<p>①<u>処分事業場に早来支店を追加</u></p> <p>②<u>廃石綿等の処分事業場から札幌工場を削除</u></p>	
表4 (以下修正)	表4 (省略)
<p>①<u>事業場記載順 50音順</u></p> <p>②<u>ツネイシカムテックス株</u></p> <p><u>S.P.E.C株</u></p> <p><u>太平洋セメント株 熊谷工場</u></p>	

産業廃棄物収集運搬及び処分委託基本契約約款（約款C）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

<p><u>太平洋セメント株 埼玉工場</u></p> <p><u>太平洋セメント株 大分工場</u></p> <p><u>株京都環境保全センター</u></p> <p><u>住友大阪セメント株 栃木工場</u></p> <p><u>三菱マテリアル株 横瀬工場</u></p> <p><u>以上 8 事業場を削除</u></p> <p>③<u>株京都環境保全公社瑞穂環境保全センター</u></p> <p><u>住友大阪セメント株 赤穂工場</u></p> <p><u>三菱マテリアル株 九州工場</u></p> <p><u>麻生セメント株 田川工場</u></p> <p><u>以上 4 事業所を追加</u></p> <p>④<u>所在地を許可証通り表示</u></p>	<p>(2018年6月1日)</p>	<p>(2018年4月27日)</p>
<p>第1条～第16条 (変更なし)</p> <p>表1 乙の事業の範囲 <u>川崎工場削除</u> (川崎工場の事業範囲は三友プラントサービスに移管されました)</p> <p>表2 (変更なし)</p> <p>表3 甲が委託する産業廃棄物の種類と乙の処分場所、方法及び処理能力 <u>処分事業場 川崎工場を削除</u></p> <p>表4 最終処分場の場所、方法及び処理能力 (以下修正) ④新井総合施設株 <u>君津環境整備センター追加</u> ⑬大平興産株大塚山第三処分場 <u>施設の処理能力訂正</u> <u>2,937.275 m³</u></p>	<p>第1条～第16条 (省略)</p> <p>表1 (省略)</p> <p>表2 (省略)</p> <p>表3 (省略)</p> <p>表4 (省略)</p>	<p>(2018年9月3日)</p>
		<p>(2018年6月1日)</p>

産業廃棄物収集運搬及び処分委託基本契約約款（約款C）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

第1条～第16条、表1、表2、表3（変更なし）	第1条～第16条、表1、表2、表3（省略）
<p>表4 最終処分場の場所、方法及び処理能力</p> <p>②麻生セメント株 荘田工場 削除</p> <p>③麻生セメント株 田川工場 削除</p> <p>④新井総合施設株</p> <p>君津環境整備センター 削除</p> <p>⑤宇部興産株 宇部セメント工場 削除</p> <p>⑥宇部興産株 伊佐セメント工場 削除</p> <p>⑦宇部興産株 荘田セメント工場 削除</p> <p>⑧かながわ環境整備センター 削除</p> <p>⑪住友大阪セメント株 高知工場 削除</p> <p>⑫住友大阪セメント株 赤穂工場 削除</p> <p>⑬大平興産株大塚山第三処分場 削除</p> <p>⑮株デイ・シイ 川崎工場 削除</p> <p>⑯株トクヤマ 徳山製造所(南陽) 削除</p> <p>⑰ひびき灘開発株 削除</p> <p>⑲三菱マテリアル株 九州工場 削除</p> <p>(以上の削除により番号再採番)</p> <p style="text-align: right;">(2019年3月18日)</p>	<p>表4 (省略)</p> <p style="text-align: right;">(2018年9月3日)</p>
<p>第1条～第3条第1項②（変更なし）</p> <p>第3条第1項</p> <p>②日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項</p> <p>第3条第1項②～第16条、表1（変更なし）</p> <p>表2 積替保管 積替保管施設の所在地</p> <p>②に関して地番から住居表示への変更</p> <p>②大阪府大阪市西成区津守3丁目 <u>8番6号</u></p> <p>表3、表4（変更なし）</p> <p style="text-align: right;">(2020年12月3日)</p>	<p>第1条～第3条第1項②（省略）</p> <p>第3条第1項</p> <p>②日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項</p> <p>第3条第1項②～第16条、表1（省略）</p> <p>表2 積替保管 積替保管施設の所在地</p> <p>②大阪府大阪市西成区津守3丁目 117番76号</p> <p>表3、表4（省略）</p> <p style="text-align: right;">(2019年3月18日)</p>

産業廃棄物収集運搬及び処分委託基本契約約款（約款C）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

第1条～第16条、表1、表2、表3（変更なし） 表4 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>⑥株式会社疋田建設 追加</u> <u>⑦株式会社アールアンドイー 追加</u> <u>⑧株式会社C & R 追加</u> (2022年2月17日)	第1条～第16条、表1、表2、表3（省略） 表4（省略） (2020年12月3日)
第1条～第16条、表1、表2、表3（変更なし） 表4 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>②(株)京都環境保全公社瑞穂環境保全センター</u> 所在地変更 同地同番ほか <u>36筆→45筆</u> (2023年2月28日)	第1条～第16条、表1、表2、表3（省略） 表4（省略） (2022年2月17日)
第1条～第16条 表1乙の事業の範囲 <u>収集運搬 川崎市を削除</u> 表2 積替え保管 <u>神奈川県川崎市川崎区扇町5番11を削除</u> 表3、表4（変更なし） (2024年4月1日)	第1条～第16条 表1（省略） 表2（省略） 表3、表4（省略） (2023年2月28日)
第1条～第16条 表1乙の事業の範囲 <u>処分 早来支店を削除</u> 表2（変更なし） 表3 甲が委託する産業廃棄物の種類と乙の処分の場所、方法及び処理能力 <u>処分事業場 早来支店を削除</u>	第1条～第16条 表1（省略） 表2（省略） 表3（省略）

産業廃棄物収集運搬及び処分委託基本契約約款（約款C）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

<p>表 4 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>①早来工営(株)を削除</u></p> <p style="text-align: center;">(2024 年 7 月 17 日)</p> <p>表 4 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>Ⓐ東広商事(株)(広島県東広島市黒瀬町小多田字新立 10016 番 83) を 2 次処分先とする最終処分の場所</u> 追加 <u>Ⓐ-1 株トクヤマ 他 14 先を追加</u></p> <p style="text-align: center;">(2025 年 6 月 10 日)</p>	<p>表 4 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(2024 年 4 月 1 日)</p> <p>表 4 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(2024 年 7 月 17 日)</p>
<p>第 1 条～第 2 条 (変更なし)</p> <p>第 3 条</p> <p>1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。下記の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第 3 版)」(令和 7 年 12 月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>⑦産業廃棄物の発生工程 ①産業廃棄物の性状及び荷姿 ⑦腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 ②混合等により生ずる支障 ⑦日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 ⑦石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 ⑦水銀使用製品産廃の有無 ⑦水銀含有ばいじん等の有無 ⑦特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 2 条第 5 項に規定する第 1 種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託</p>	<p>第 1 条～第 2 条</p> <p>第 3 条</p> <p>1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。下記の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第 2 版)」(平成 25 年 6 月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>⑦産業廃棄物の発生工程 ①産業廃棄物の性状及び荷姿 ⑦腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 ②混合等により生ずる支障 ⑦日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 ⑦石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 ⑦水銀使用製品産廃の有無 ⑦水銀含有ばいじん等の有無 ⑦その他取扱いの注意事項</p>

産業廃棄物収集運搬及び処分委託基本契約約款（約款C）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

<p><u>する産業廃棄物に同条第 2 項に規定する第 1 種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合 ②その他取扱いの注意事項</u></p> <p>第 3 条 2 項（変更なし）</p> <p>第 3 条</p> <p>3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「<u>廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第 3 版）</u>」（令和 7 年 12 月）の「容器貼付用ラベル」参照）。</p> <p>第 3 条 4 項～第 16 条（変更なし）</p> <p>表 1 乙の事業の範囲</p> <p><u>大分県を削除</u></p> <p>表 2 積替え保管</p> <p><u>②愛知県大府市北崎町井田 1 番 1 を削除</u></p> <p>削除に伴い通し番号の振り直し</p> <p>表 3（変更なし）</p> <p>表 4 最終処分場の場所、方法及び処理能力</p> <p>②<u>京都環境保全公社瑞穂環境保全センター</u> 処理能力変更 <u>1,810,000 m³</u></p> <p>社名変更</p> <p>③<u>ツネイシカムテックス東広島</u>（広島県東広島市黒瀬町小多田字新立 10016 番 83）を 2 次処分先とする最終処分の場所</p>	<p>第 3 条 2 項（省略）</p> <p>第 3 条</p> <p>3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「<u>廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第 2 版）</u>」（平成 25 年 6 月）の「容器貼付用ラベル」参照）。</p> <p>第 3 条 4 項～第 16 条（省略）</p> <p>表 1 (省略)</p> <p>表 2 (省略)</p> <p>表 3（変更なし）</p> <p>表 4 (省略)</p>
(2026 年 1 月 5 日)	(2025 年 6 月 10 日)